

JA 三井リース株式会社

サステナブルファイナンス・フレームワーク

(サステナビリティ・リンク・ファイナンス、グリーンファイナンス)

1. はじめに

JA 三井リース株式会社(以下、「当社」)は、以下の通り、サステナブルファイナンス・フレームワーク(以下、「本フレームワーク」)を策定しました。本フレームワークは、国際資本市場協会(ICMA)の定めるグリーンボンド原則 2021 及びサステナビリティ・リンク・ボンド原則 2020、環境省の定めるグリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版及びグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版、並びにローン・マーケット・アソシエーション(LMA)、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション(APLMA)、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング・アソシエーション(LSTA)の定めるグリーンローン原則 2021 及びサステナビリティ・リンク・ローン原則 2022 に基づき策定しており、これらの原則等との適合性に対するセカンド・パーティ・オピニオンを株式会社日本格付研究所(JCR)より取得しております。

1.1. 当社概要

当社は、JAグループ、三井グループを基盤とし、農林水産業の生産・流通・販売ネットワーク、金融ネットワーク、グローバルな事業ネットワークを有する総合リース会社です。様々な業界や商品に関する豊富な知識と経験に基づく専門性を強みに、「モノ・事業・金融」起点のソリューションをタイムリーに提供し、お客様とともに新たな価値の創造に取り組んでいます。当社グループは、「未来へつなぐ Real Change 2025 一つなぐ・つなげる力で社会に貢献する」をグループスローガンとして掲げるとともに、以下のとおり「グループ経営理念」と「行動指針」を定めております。

① グループ経営理念

Real Challenge, Real Change

私たちは金融の枠組みを超えて、
お客様の思い描くビジネスの将来を、
ともに見つめ、育み、実現することに挑戦し続けます。
より良い社会と未来のために。

Leasing Our Passion
JA三井リースグループ

② 行動指針

そのChallengeは...

- ・フェアであるか
- ・お客様のためになっているか
- ・社会のためになっているか
- ・組織の成長につながっているか

そのChallengeのために...

- ・相手を理解しているか
- ・状況・背景を理解しているか
- ・迅速に行動しているか
- ・リスクを把握しているか
- ・情報に対し敏感であるか
- ・専門性を高める努力をしているか
- ・社内外の組織力を活用しているか
- ・夢中になっているか

そのChallengeがReal Changeになっているか

1.2. 当社の業務内容

当社グループの事業は、主として機械設備等各種物品のリース、割賦及びファイナンスであり、また、各事業に関連するサービス等の事業活動を展開しております。中長期的なビジョンに基づき、「北米を中心とした海外事業展開」、「DX 推進による新領域でのビジネス創出」、「地方が抱える社会課題の解決に向けたビジネスの強化」、「オリジネーション機能を発揮したアセットビジネスの拡大」、「既存営業基盤の活性化と生産性向上」を重点施策とし、積極的にビジネスを展開しています。

1.3. サステナビリティへの取組み

当社は、経営理念 Real Challenge, Real Change に掲げる『より良い社会と未来のために』、企業活動を通じて社会課題を解決することで、持続可能な成長を目指しております。

1.3.1. マテリアリティ(重要取組課題)

当社グループは、サステナビリティ経営推進に当たり、世界が直面する社会課題の中から重点的に取り組むべき課題として 2021 年 4 月に5つのマテリアリティ(重要取組課題)を特定いたしました。当社グループでは、マテリアリティ特定に当たり、サステナビリティに関する国際的ガイドライン(SDGs、SASB、EU タクソノミー等)や社外専門家の意見を参考に、10 カテゴリー、446 の社会課題テーマを抽出・整理し、自社の事業活動がどの課題に影響を与えているかにつき、リスク、機会の両面から検討を行いました。自社の事業と社会課題の紐付けに当たっては、経営会議、サステナビリティ推進委員会といった会議体に加え、若手・中堅社員を中心としたワークショップも開催し、幅広い議論を重ねました。ステークホルダーの皆様からも意見を頂戴し、当社のみならずステークホルダーにとって重要度の高い社会課題を認識の上、マテリアリティマップによる分析を行いました。これらの結果、自社、ステークホルダー双方の視点を踏まえ抽出された重要課題の中から、5つのマテリアリティを特定したものです。

また、2022年5月には、5つのマテリアリティに対し、当社グループの強みや独自性を活かしながら、どのように社会的価値を提供するかを具体化すべく「重点取組」、さらにはその進捗・成果を測る「KPI」を定めました。

当社は、企業活動を通じてマテリアリティへ積極対応することにより、企業価値の向上と持続可能な社会への貢献を目指してまいります。また、今後も幅広くステークホルダーからの意見に耳を傾け、継続的にレビューを行ってまいります。国連が採択した持続可能な開発目標(SDGs)を長期の経営目標に掲げ、2030年までのSDGs達成を目指してまいります。

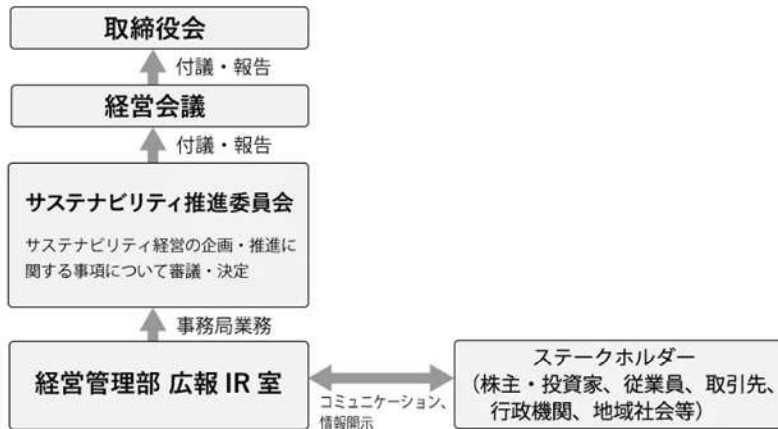
<マテリアリティ・重点取組・KPI>

マテリアリティ	重点取組	KPI
①カーボンニュートラルの実現に貢献 	脱炭素に向けた再生可能エネルギー普及とトランジション促進 自社が排出する温室効果ガスの実質ゼロ	再生可能エネルギー関連投資額 累計 5,000億円(2021~30年度) 2030年度の温室効果ガス排出量 50%削減(2021年度比) 2050年度温室効果ガス実質ゼロ
②サーキュラーエコノミーの推進 	3Rによる資源循環の促進	リース返却物件のリサイクル率 95%以上 バイオマスの利活用やシェアリングビジネス等、モノの価値を維持し、廃棄物の発生を最小化する取組の創造・参画
③持続可能な農林水産業と地域活性化に貢献 	多様なソリューション提供による農林水産業の生産基盤維持・強化 地域が抱える課題の解決に資する社会・生活インフラの整備	農林水産業の個別課題を解決する、金融にとどまらないソリューション提供を通じた、生産基盤維持・強化に寄与する取組 地域資源の活用と、内外のネットワークを通じた適切なソリューションの提供による、豊かなまちづくりに寄与する取組
④技術革新による豊かな社会の実現に貢献 	パートナーとの連携による新たな価値を有するモノ・サービスの普及	技術・ノウハウを有するパートナーへの累計投資先数 パートナー連携によるモノ・サービスの契約件数
⑤多様性を尊重し、誰もが活躍できる職場づくり 	“挑戦する”企業風土の確立と多様な人材の活躍領域拡大	社員エンゲージメントスコアの導入 女性管理職比率 20%(2040年)

1.3.2. サステナビリティ推進体制

当社のサステナビリティ推進体制は以下の通りです。サステナビリティ推進を経営の上位概念と位置付け、経営会議の下に専門機関である「サステナビリティ推進委員会」を設置し、迅速な意思決定体制の下、全社を挙げて社会・環境課題の解決に取り組んでいます。

サステナビリティ推進体制



1.3.3. 環境方針

当社は、事業を通じて環境負荷の低減、循環型社会の実現、省資源・省エネルギーの推進を進めることで環境問題の解決に取り組むべく、以下の環境方針を掲げています。(環境方針)

1. 法令等の遵守

環境関連法令及び当社グループが同意するその他の要求事項を遵守すると共に、高い倫理観を持ち、企業に求められる社会的責任を果たしていきます。

2. 事業活動を通じた環境負荷低減

環境配慮型機器・サービスの取扱いを拡大することにより地球環境に対する負荷低減に努めます。

3. 循環型社会実現への貢献

契約が終了した設備機器の再利用や、レンタル利用を促す諸施策など、リース・レンタル事業による資源の有効利用を通じて循環型社会の実現に積極的に貢献します。

4. 省資源・省エネルギー活動の推進

社員一人一人が、事業活動が与える環境への負荷を認識し、全員参加による業務改善活動により省資源・省エネルギーの推進を図り、環境と調和した職場を創ります。

5. 継続的改善への取組

環境に関する目標を設定し、定期的に見直しを行なうことにより、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ると共に、環境汚染の予防に努めます。

2. サステナブルファイナンス・フレームワークの策定

当社は本フレームワークを策定の後、本フレームワークに基づいたサステナブルファイナンスによって資金調達を予定しております。本フレームワークより調達ができるファイナンスは以下の通りです。

- サステナビリティ・リンク・ボンド(SLB)
- サステナビリティ・リンク・ローン(SLL)
- グリーンボンド(GB)
- グリーンローン(GL)

当社は、2021年1月にグリーンボンド・フレームワークを策定し、3月に当社として初のグリーンボンドを発行しました。今般、サステナビリティ経営のさらなる推進のため、マテリアリティ(重要取組課題)に基づいた「重点取組およびKPI」を定めたことを受け、同フレームワークをサステナブルファイナンス・フレームワークに改訂し、ファイナンスとの連動拡大による当社戦略の発信力を高めるとともに、継続して脱炭素社会及び持続可能な社会の実現への貢献を目指すこととしました。

3. サステナビリティ・リンク・ファイナンス

当社は、本フレームワークに基づき、SLB の発行及び SLL による調達を予定しております。国際資本市場協会(ICMA)の定めるサステナビリティ・リンク・ボンド原則 2020 並びに LMA、APLMA、LSTA の定めるサステナビリティ・リンク・ローン原則 2022、環境省の定めるサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版的以下の 5 つの要素について以下の通り定めております。

1. KPI の選定
2. SPTs の測定
3. 債券/ローンの特性
4. レポーティング
5. 検証

3.1. KPI の選定

当社は、本フレームワークに基づく SLB 及び SLL については、以下の KPI を使用します。これらの KPI は、当社が掲げる5つのマテリアリティに対し、その進捗・成果を測ることを目的に 2022 年 5 月に定めたものであり、これらの内容について積極対応することにより、企業価値の向上と持続可能な社会への貢献を目指していきたいと考えております。

項目	内容
KPI 1	当社及びグループ会社による 2021 年度以降の再生可能エネルギー関連投融资の累計金額
KPI 2	当社及び国内グループ会社の温室効果ガス排出量 (Scope1 及び Scope2)の削減率(2021 年度比)

3.2. SPTsの測定

当社は、本フレームワークに基づく SLB/SLL について、以下の SPTs を両方使用します。

項目	内容
SPT 1	当社及びグループ会社の 2030 年度における再生可能エネルギー関連投融资累計金額 5,000 億円に向けた、2025 年度以降の各年度目標 (基準日:各年の 3 月 31 日、判定日:各年の 9 月 30 日)
SPT 2	当社及び国内グループ会社の 2030 年度における温室効果ガス排出量 (Scope1 及び Scope2)50%削減に向けた、2025 年度以降の各年度目標(2021 年度比) (基準日:各年の 3 月 31 日、判定日:各年の 9 月 30 日)

当社は、2030年度時点での目標に加えて、以下の通り、2025年度以降の各年度における目標を予め本フレームワークにて設定し、各ファイナンスの実施時に法定開示書類(訂正発行登録書や発行登録追補書類)やローンの契約書等にて具体的に規定します。

	年度							
	2021		2025	2026	2027	2028	2029	2030
	実績		目標	目標	目標	目標	目標	目標
SPT 1 (億円)	560		2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000
SPT 2 (%)	基準年		40%	42%	44%	46%	48%	50%

なお、SLB/SLLによる調達時点で予見し得ない事象(M&A等による事業構造の変化、各種規制・制度の変更等)が発生し、KPIの定義やSPTの設定内容を変更する必要がある場合には、適時に変更事由及び変更内容を当社ウェブサイトにて開示する予定です。また、その場合は、従来と同等以上の野心度合いが認められるSPTを設定し、独立した外部機関による適合性評価を取得する予定です。

3.3. 債券/ローンの特性

本フレームワークに基づくSLB及びSLLの債券/ローンの財務的・構造的特性は、3.2にて定めたSPTsが判定日時点で達成されたか否かによって、変動するものとします。具体的な変動内容については、各ファイナンスの実施時に法定開示書類(訂正発行登録書や発行登録追補書類)やローンの契約書等にて具体的に規定されますが、下記の通り、①利率のステップアップ/ダウン、②排出権の購入、③寄付を含むものとします。

① 利率のステップアップ/ダウン

SPTsのいずれかが、判定日において未達成の場合、判定日の直後に到来する利払日より償還まで、法定開示書類等において定める年率分、利率が増加します。

SPTsのいずれかが、判定日において達成された場合、判定日の直後に到来する利払日より償還まで、法定開示書類等において定める年率分、利率が低下します。

② 排出権の購入

SPTsのいずれかが、判定日において未達成の場合、償還までに、SLB/SLLによる調達額に対して法定開示書類等において定める割合に応じた額の排出権(温室効果ガス削減価値をクレジット/証書化したもの)を購入します。

③ 寄付

SPTs のいずれかが、判定日において未達成の場合、償還までに、SLB/SLL による調達額に対して法定開示書類等において定める割合に応じた額を、環境保全活動を目的とする公益社団法人、公益財団法人、国際機関、自治体認定 NPO 法人、地方自治体やそれに準じた組織に対して寄付をします。

3.4. レポートニング

当社は、本フレームワークに基づく SLB が償還されるまでの期間、以下の内容を当社ウェブサイトにて開示します。SLL の場合は、ローンの貸し手に対してのみ報告し、シンジケートローンの場合は、エージェントを通じて貸し手に対して報告します。

項目	内容	開示時期
KPI 実績	・各年度最終日(3月31日)時点の KPI 実績	SLB/SLL による調達の翌年度を初回に、判定日まで年次
重要情報	・SPTs 達成に影響を与える可能性のある情報(当社のサステナビリティ戦略の設定・更新等)	
排出権の購入 又は 寄付の詳細	・排出権を購入した場合は、 ① 排出権の名称 ② 購入額 ③ 移転日 ・寄付を実施した場合は、 ① 寄付先の名称 ② 選定理由 ③ 寄付額 ④ 寄付実施日	適時

3.5. 検証

当社は、本フレームワークにて定めた KPI 実績について、年次で独立した第三者から検証報告書を取得し、SLB の場合は、当社ウェブサイトにて開示する予定です。また、独立した第三者から検証報告書を取得し、判定日時点における SPTs の達成状況についての判定を受けます。取得した検証報告書及び判定結果について、SLB の場合は、当社ウェブサイトにて開示する予定です。

SLL の場合は、上記開示内容についてローンの貸し手に対してのみ報告し、シンジケートローンの場合は、エージェントを通じて貸し手に対して報告します。



4. グリーンファイナンス




4.1. 調達資金の用途

本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の適格プロジェクトに対する融資・出資等のファイナンス又はリファイナンス(発行体の自己所有、出資、融資、リース、割賦契約等の対象資産)に充当する予定です。なお、国内関係会社または海外関係会社が事業を行う場合は、同社に対する貸付金が対象となります。

適格クライテリア	適格プロジェクト例	GBP 事業区分
再生可能エネルギー発電事業に係る発電設備の購入、開発、建設運営等	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電 風力発電 バイオマス発電(日本政府が求める持続可能性基準に適合した燃料を使ったもので事業期間を通じて CO₂ の削減に貢献するものに限定) 地熱発電(事業期間を通じて CO₂ の削減に貢献するものに限定) 	再生可能エネルギー

<持続可能な開発目標(SDGs)との整合>

SDGs 目標	ターゲット
 <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	3.9:2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
 <p>すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	7.2:2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

 <p>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する</p>	<p>8.4:2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。</p>
 <p>強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>	<p>9.1:全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭(レジリエント)なインフラを開発する。</p>
 <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>	<p>12.4:2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。</p>

4.2. プロジェクトの評価及び選定プロセス

本フレームワークに基づいて調達した資金が充当される適格プロジェクトは、財務部門と担当営業部門が適格クライテリアへの適合性を評価・選定を行い、評価及び選定の過程で担当営業部門は助言を行います。また、調達の最終承認は代表取締役社長によってなされる予定です。これらの、プロジェクトの選定基準および選定プロセスに関しては、当社ウェブサイトにより開示予定です。

当社グループは、対象事業の周辺環境へのネガティブな影響について、事業選定段階において、環境関連法令・条例・ガイドライン等が遵守されていること、また、建設・開発に際して、発電事業者により地域住民への説明がなされ、理解を得た上で実施されていることを確認することとしております。

4.3. 調達資金の管理

当社財務部門が、本フレームワークに基づいて調達した資金について、適格プロジェクトへ充当されるよう、社内の管理ファイルを用いて管理します。財務部門は四半期に一度、資金の充当

状況を確認する予定であり、これらの追跡管理の手法に関しては、調達資金の追跡管理に係る社内報告実施時に財務部長によって確認を受け、外部監査法人による監査対象となる予定です。

調達資金については、適格プロジェクトへの支出に充当されるまでの間、現金又は現金同等物にて管理されます。

また、全額充当後においても、債券等が償還するまでに、資金使途の対象となる資産が売却又は棄損等により、資金使途の対象から外れる場合、一時的に発生する未充当資金は適格クライテリアを満たす他の資産へ充当します。

4.4. レポーティング

当社は、資金充当状況レポーティングおよびインパクト・レポーティングを、守秘義務の観点も考慮した上で可能な限り当社ウェブサイトにて年次で開示します。初回の開示は、資金調達から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

4.4.1. 資金充当状況レポーティング

当社は、グリーンbond発行から償還(グリーンローンの場合は、調達から完済)されるまでの間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について開示する予定です。

- カテゴリー毎の充当金額
- 未充当金の金額
- 充当完了の時期

4.4.2. インパクト・レポーティング

当社は、グリーンbond発行から償還(グリーンローンの場合は、調達から完済)されるまでの間、以下の項目について実務上可能な範囲において開示する予定です。

適格クライテリア	レポーティング項目(例)
再生可能エネルギー発電事業に係る発電設備の購入、開発、建設運営等	<ul style="list-style-type: none"> ・想定年間発電量及び CO₂ 排出削減量 ・プロジェクトの概要

5. 外部レビュー

当社は、独立した外部機関である株式会社日本格付研究所(JCR)より、本フレームワークと、国際資本市場協会(ICMA)の定めるグリーンbond原則 2021 及びサステナビリティ・リンク・bond原則 2020、環境省の定めるグリーンbond及びサステナビリティ・リンク・bondガイドライン 2022 年版及びグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年

版、並びにローン・マーケット・アソシエーション(LMA)、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション(APLMA)、ローン・シンジケーション・アンド・トレーディング・アソシエーション(LSTA)の定めるグリーンローン原則 2021 及びサステナビリティ・リンク・ローン原則 2022 との適合性に対するセカンド・パーティ・オピニオン取得しています。

6. 参考書類

1. グリーンボンド原則 2021(ICMA)
2. グリーンローン原則 2021(LMA・APLMA・LSTA)
3. サステナビリティ・リンク・ボンド原則 2020(ICMA)
4. サステナビリティ・リンク・ローン原則 2022(LMA・APLMA・LSTA)
5. グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022 年版(環境省)
6. グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022 年版(環境省)

以上